

インドにおける組織再編

(2023年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

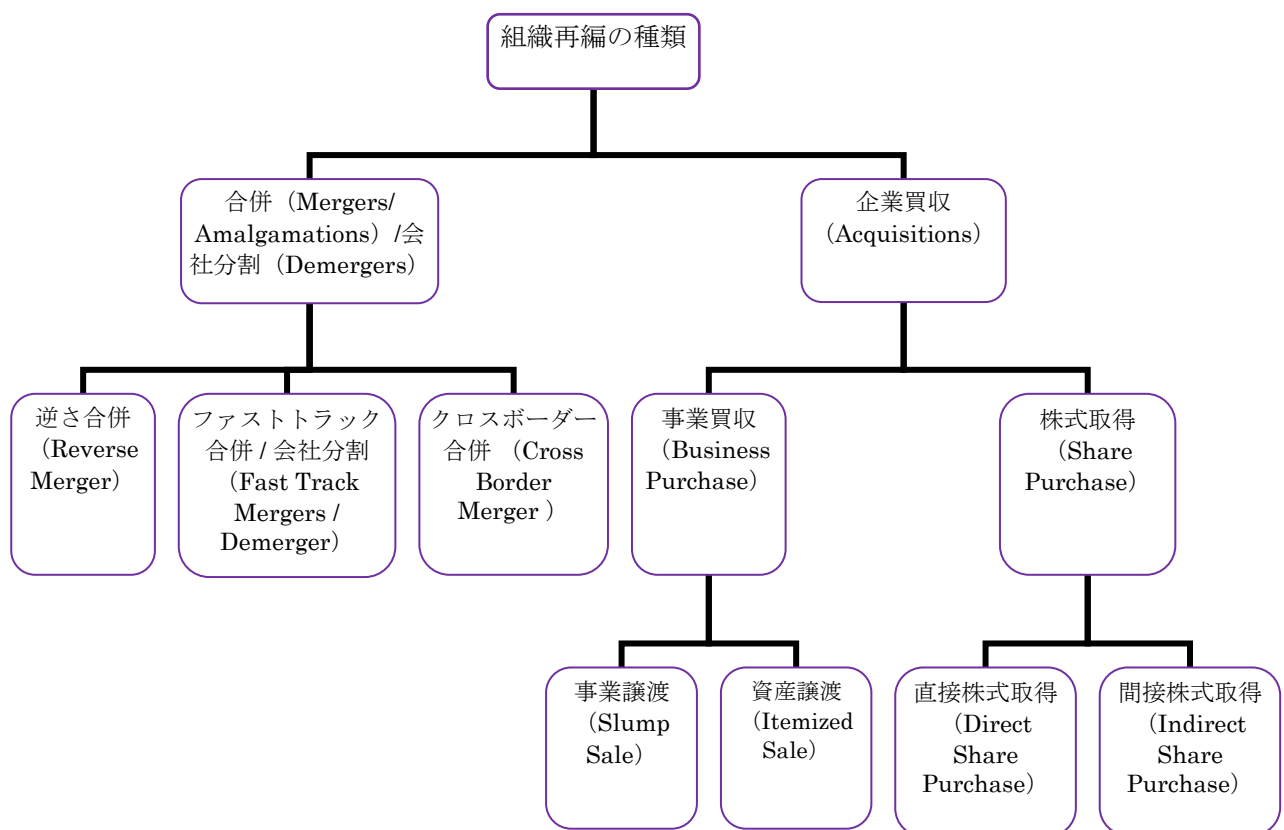
S.No.	内容	ページ
1	はじめに	1
2	インド会社法・所得税法で規定されている組織再編の種類	1～3
3	合併および会社分割 (Mergers, Amalgamations and Demergers)	3～10
4	事業譲渡 (Slump Sale) / 資産譲渡 (Itemised Sale) (NCLT 承認を要しないプロセス)	11～13
5	株式取得/譲渡 (Share Purchase/ Transfer)	13～17
6	関連する法規制	17

インドにおける組織再編

1. はじめに

組織再編とは企業の組織や形態を変更し、編成し直すことである。企業はさまざまな理由に基づき、また目的を達成するために組織再編を行うが、一般的に相乗効果を得るために組織再編を行う。組織再編により得られる効果は、効率性の向上、競争優位性の獲得、持続的な成長、市場シェアの拡大など様々である。本レポートでは、インドにおける組織再編に関する規制と税務について解説する。

2. インド会社法・所得税法で規定されている組織再編の種類



会社法・所得税法上、規定されている上記の組織再編について概要を解説する。

- **合併 (Mergers, Amalgamation)** -合併は吸収合併と新設合併に分類され、前者では 1 以上の法人の資産・負債がもう一方の法人に移転され、後者では、2 以上の法人の資産・負債が新しい法人に移転される。以下、合併により被合併法人から資産および負債の移転を受ける法人を合併法人、合併によりその有する資産および負債の移転を行う法人を被合併法人とする。
- **逆さ合併 (Reverse Merger)** - 一般的に（会社法・所得税法上規定されているわけではない）、二つの法人間で行われる合併で、より小さな法人がより大きな法人を合併する場合を指す。
- **会社分割 (Demerger)** - 継続企業的前提のもと分割法人の事業に関する資産・負債をほかの法人に移転する場合を指す。以下、分割によりその有する資産または負債の移転を行う法人を分割法人、分割により分割法人から資産または負債の移転を受ける法人を分割承継法人とする。
- **ファストトラック合併 / 会社分割 (Fast Track Mergers / Demergers)** - 二つ以上の小規模会社あるいは親会社と完全子会社間の合併/会社分割であり、かつ、会社法審判所 (National Company Law Tribunal : NCLT) の承認を要しない手法を指す。
- **クロスボーダー合併 (Cross Border Merger)** - インド内国法人と外国法人の合併であり、インド準備銀行 (RBI) からの許可が必要。
- **事業譲渡 (Slump Sale)** - 継続企業を前提に、個々の資産または負債を評価することなく、一つ以上の事業を譲渡する場合を指す。
- **資産譲渡 (Itemized Sale)** - 一般的に（会社法・所得税法上規定されているわけではない）、売り手と買い手の間で合意された対価で、個々に特定の資産を譲渡する場合を指す。
- **株式取得 (Share Purchase)** - 法人の所有者の変更であり、新たな所有者による株式の取得によって行われる。一般的に、買収者が法人の 50%超の株式を取得する

場合、その買収者が同法人を支配することになり、同法人の事業上の意思決定を下すことができる。株式取得は、直接または間接のいずれかがある。

- **直接株式取得 (Direct Share Purchase)** - 対象会社の株式を直接購入することにより対象会社の支配権を取得すること。
- **間接株式取得 (Indirect Share Purchase)** - 対象会社の持株会社または親会社の株式を購入することにより対象会社の支配権を取得すること。

3. 合併および会社分割 (Mergers, Amalgamations and Demergers)

A. インド会社法における組織再編の手続き

合併および会社分割 (Mergers, Amalgamations and Demergers) (NCLT 承認プロセス)

合併 (Merger, Amalgamation) のための会社法上の前提条件は次のとおりである。

- 法人の定款に、合併を許可する特定の条項が含まれている。
- 取り決め (Arrangement)、和解 (Compromises) の実行に関する取締役会の承認を得る。

和解 (Compromises)、取り決め (Arrangements) および合併に関する手続きは、2013 年会社法 (Companies Act 2013) の第 230 条から第 232 条に規定されている。

合併前の活動	<ul style="list-style-type: none"> • 合併/会社分割の適用日の確定 • 登録鑑定士の証明書を基に株式交換比率を決定 • 合併/取り決め (Arrangement) の計画を含む合併/会社分割関連書類の作成 • 会計基準の準拠に関する監査人による証明書の取得
取締役会の承認	<ul style="list-style-type: none"> • 合併/会社分割に関する計画について、合併法人・被合併法人/分割法人・分割承継法人の取締役会の承認が必要
同意書 (Consent Letters) の取得	<ul style="list-style-type: none"> • 合併法人・被合併法人/分割法人・分割承継法人の債権者および株主からの同意書の取得 (債権額の 90%以上を有する債権者が本スキームに同意する旨の宣誓書を提出すれば、株主総会/債権者集会を省略することができる。)
規制当局の承認	<ul style="list-style-type: none"> • 必要な場合は、インド準備銀行 (RBI)、インド競争委員会 (CCI)、インド証券取引委員会 (SEBI)、および各証券取引所 (上場企業の場合) などの規制当局から、合併/会社分割の計画について承認を得る。

NCLT への申請	<ul style="list-style-type: none"> 合併/会社分割の計画が取締役会により承認されたことを管轄の会社法審判所（National Company Law Tribunal：NCLT）に申請する。その後、NCLT が株主総会/債権者集会の免除または実施に関する命令（Order）を出す。
NCLT の指示	<ul style="list-style-type: none"> NCLT は、株主総会/債権者集会を招集、開催、実施するよう命じる。すべての株主、債権者に通知するとともに、必要な書類および報告書を添付して上記の会議について公告する。
株主総会/債権者集会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会/債権者集会にて、議決権の 75%以上を有する株主または債権額の 75%以上を有する債権者の過半数により計画が承認されなければならない。
申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> Chairman's Report および合併/会社分割計画の認可に関する申請書を NCLT へ提出する。
法定機関の承認	<ul style="list-style-type: none"> Regional Director、清算人（Official Liquidator）、所得税局、その他の法定規制当局から承認を取得する。
最終ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> NCLT による最終ヒアリングにより、合併/会社分割計画が承認される。
計画の承認	<ul style="list-style-type: none"> NCLT は、必要に応じて通知を出し、ヒアリングの機会を設ける。最終ヒアリングの後、NCLT は命令（order）を発行して計画を承認する。
会社登記局への申請	<ul style="list-style-type: none"> 登録のために取得した命令（order）の写しを、認証謄本を受け取ってから 30 日以内に会社登記局（ROC）へ提出しなければならない。従って、この手続きは NCLT の監督下で実施される。
株式の発行	<ul style="list-style-type: none"> 合併法人/分割承継法人は株式を発行し、規制当局へ報告する。

ファストトラック合併 / 会社分割（Fast Track Mergers / Demergers）（NCLT 承認を要しないプロセス）

2013 年会社法第 233 条は、特定の法人の合併および会社分割手続きを簡素化したものであり、上述した 2013 年会社法第 230 条から第 232 条に規定する煩雑な手続きを経る必要はない。

下記法人が、ファストトラック合併 / 会社分割（Fast Track Mergers / Demergers）を選択することができる。

- 2 社以上のスタートアップ企業
- 2 社以上の小規模企業¹

¹小規模企業とは、払込資本が 4,000 万ルピーを超えない法人（公開会社を除く）であり、かつ、売上高（直前の会計年度）が 4 億ルピーを超えない法人をいう。

- 持ち株会社とその完全子会社
- スタートアップ企業と小規模企業

実質的には、純資産がプラスの法人が、ファストトラック合併 / 会社分割を選択することができる。ファストトラック合併 / 会社分割の手続きは次のとおりである。

取締役会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併/会社分割計画承認のための取締役会を開催する。
Form CAA9 による通知	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社登記局 (Registrar of Companies : ROC) 、清算人 (Official Liquidator : OL) または合併/会社分割計画により影響を受ける関係者に対して、Form CAA9 にて提案された計画を通知し、反対意見や提案の提出を求める。
NoC の取得	<ul style="list-style-type: none"> ● Form CAA10 にて会社登記局 (ROC) に支払能力宣誓書 (declaration of solvency) を提出し、会社登記局 (ROC) および清算人 (OL) から NoC (No Objection Certificate) を取得する。
債権者の同意	<ul style="list-style-type: none"> ● 90%以上の債権額を有する債権者から同意を得る。
株主総会/債権者集会招集のための通知	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併法人・被合併法人/分割承継法人・分割法人は株主総会/債権者集会を招集するための通知を発行する。
株主総会/債権者集会での承認	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主総会/債権者集会にて議決権の 90%以上を有する株主または債権額の 90%以上を有する債権者により計画を承認する。
Form CAA11 の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● Form CAA11 にて Regional Director 、会社登記局 (ROC) 、清算人 (OL) に対して株主および債権者が合意した計画の写しを提出する。
Form INC28 の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画が Regional Director に承認された場合は、合併法人/分割承継法人は Form INC28 にて命令 (order) を会社登記局 (ROC) に提出する。

クロスボーダー合併 (Cross Border Merger)

インドの会社法の下で登記された法人とインド国外で設立された法人との合併は、「クロスボーダー合併 (Cross Border Merger)」と呼ばれる。2013 年会社法第 234 条は、当該合併を規定している。同法同条は、外国法人がインド準備銀行 (Reserve Bank of India : RBI) の事前承認を得て、インドで登記された法人に合併されること (Inbound Merger) 、またはその逆の場合 (Outbound Merger) を規定している。

合併において、取引の対価を現金、預託証券 (depository receipts) またはその両方とすることができる。また、当該合併には、インドの外国為替管理法も適用される。

クロスボーダー会社分割 (Cross Border Demerger)

2013 年会社法第 234 条は、国境を越えた合併のみを言及しており、会社分割やその他の再編には言及していない。

B. 直接税の影響

合併および会社分割 (Mergers, Amalgamations and Demergers)

定義

1961 年所得税法第 2 条 (1B) において「Amalgamation (合併)」という用語は次のように定義されている。

1 以上の法人がほかの法人と合併すること、または 2 以上の法人が合併して一つの法人を設立することを意味する。また、以下の条件を満たす場合をいう。

- | |
|---|
| • 被合併法人のすべての資産が、合併法人の資産となる。 |
| • 被合併法人のすべての負債が、合併法人の負債となる。 |
| • 被合併法人の株式の価値の 4 分の 3 以上を保有している株主が合併法人の株主となる。 |

1961 年所得税法第 2 条 (19AA) において「demerger (会社分割)」という用語は次のように定義されている。

分割法人が、取り決め (Arrangements) に基づいて、一つ以上の事業を分割承継法人へ移転することを意味する。また、以下の条件を満たす場合をいう。

- | |
|--|
| • 分割した事業のすべての資産および負債は、継続企業を前提として、帳簿価額で分割承継法人の資産および負債となる。 |
| • 分割法人の株主に株式を比例配分で発行する (分割承継法人が分割法人の株主である場合を除く)。 |
| • 分割法人の株式の価値の 4 分の 3 以上を保有している株主が分割承継法人の株主となる。 |

合併において、合併法人が被合併法人の株主である場合、あるいは、会社分割において、分割承継法人が分割法人の株主である場合は、合併または会社分割が税制適格要件を満たすため (tax neutral)、合併法人または分割承継法人は株式を発行する必要はない。

キャピタルゲインの影響

資本資産とは、事業または職業に関連しているか否かを問わず、納税者が所有するあらゆる種類の財産と定義されている。さらに 1961 年所得税法第 45 条は、資本資産の譲渡から生じた所得は「キャピタルゲイン」として所得税が課されることを規定している。同法第 47 条は、合併および会社分割において、株主と法人にとって税制適格要件を満たす (tax neutral transactions) 場合を規定している。当該税制適格要件を満たす場合とその条件は以下のとおりである。

合併	会社分割
<p>合併により被合併法人の株主が保有する株式を譲渡し、かつ次の要件を満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 合併法人の株式を対価として割当てる譲渡である。かつ - 合併法人がインドの法人である。 	<p>分割承継法人が分割法人の株主に対して株式を発行する場合で次の要件を満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 分割の対価として株式を譲渡または発行する。
<p>被合併法人から合併法人へ資本資産を移転する場合で合併法人がインド法人の場合。</p> <p>税務上の適格要件を満たす合併の場合、被合併法人の株主による合併法人株式の取得価額は、被合併法人株式の取得価額と同じになる。</p>	<p>分割法人から分割承継法人へ資本資産を移転する場合で分割承継法人がインド法人の場合。</p> <p>税務上の適格要件を満たす分割の場合、分割承継法人株式の取得価額の計算は以下ようになる。</p> <p>分割承継法人株式の取得価額 (分割法人/分割法人株主が取得) = 分割法人株式の取得価額 × (分割資産の純帳簿価格/分割法人の純資産)</p>
<p>被合併外国法人がインド法人の株式またはインド法人の株式から実質的な価値を得ている外国法人の株式を合併外国法人に移転する場合で次の要件を満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 被合併外国法人の株主の 25%以上が合併外国法人の株主であり続ける。かつ、 - 被合併外国法人の設立国において当該キャピタルゲインに対する課税がない。 	<p>分割外国法人がインド法人の株式、またはインド法人の株式から実質的な価値を得ている外国法人の株式を分割承継外国法人に移転する場合で次の要件を満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 分割外国法人の株主の 75%以上が分割承継外国法人の株主であり続ける。かつ、 - 分割外国法人の設立国において当該キャピタルゲインに対する課税がない。

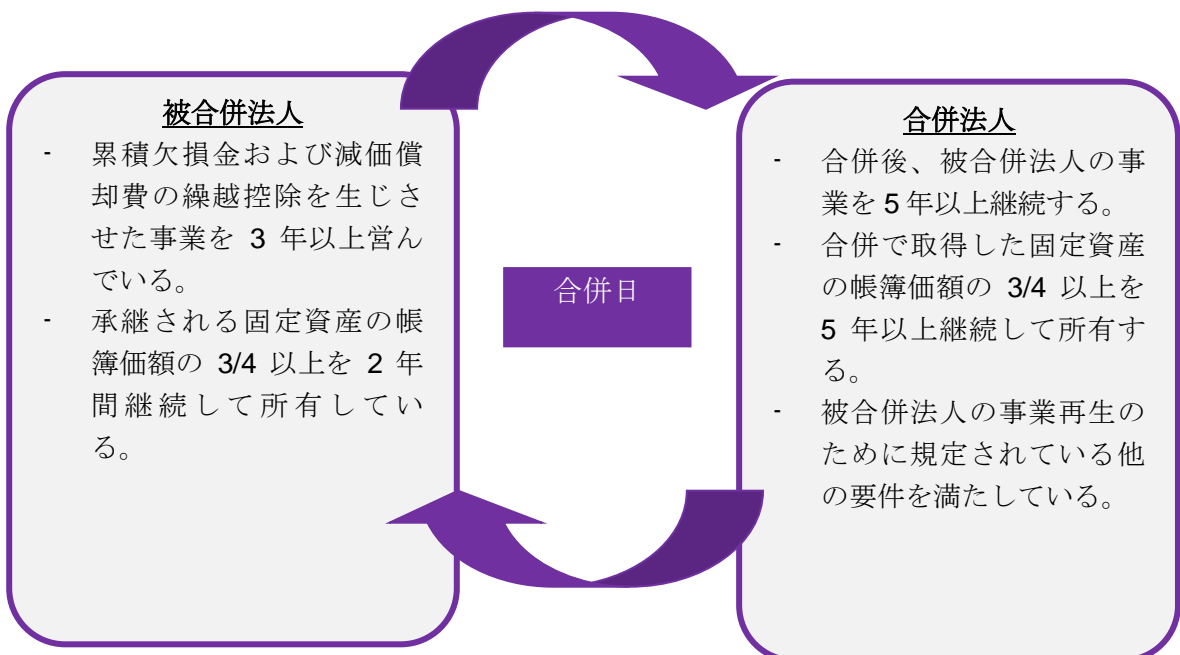
欠損金の繰越と相殺

1961年所得税法第72A条は、被合併法人/分割法人の累積欠損金および減価償却費の繰越控除（unabsorbed depreciation）は、合併法人/分割承継法人に引き継ぐことができると規定している。相違点は、合併の場合は新たに8年間の繰越期間が設けられ、一方で、会社分割の場合は繰越残存期間が引き継がれる点である。

また同法同条では、以下の場合の合併に限り、累積欠損金および減価償却費の繰越控除の引き継ぎが認められるとしている。

- 公共部門法人（public sector company）とほかの公共部門法人との合併
- 銀行と特定の銀行との合併
- 船舶業、ホテル業、適格要件を満たす事業（industrial）を営む法人とほかの法人との合併

さらに、合併の場合は上記に加えて、下記要件を満たさない限り、累積欠損金および減価償却費の繰越控除の引き継ぎは認められない。



減価償却に関する控除

減価償却費の控除は、合併または会社分割が行われなかったものとして計算され、被合併法人/合併法人または分割法人/分割承継法人、それぞれの資産の使用日数に基づいて配分される。

1961年所得税法第2条(11)に基づく無形資産の「Block of Assets」から、減価償却費の計算上、のれん（Goodwill）を除外している。これは合併/会社分割の場合においても同様に適用される。当該規定は2021年財政法により導入され、2021年4月1日から適用されている。従って、合併法人/分割承継法人において、合併/会社分割に伴い発生したのれんの減価償却費は税務上の損金として認められない。

C. 間接税の影響

適用対象

2017年CGST法は、Supply²（供給）とは事業において対価を伴う販売、譲渡、物々交換、ライセンス、レンタル、リース、処分等の物品またはサービス、あるいはその両方の提供と規定している。供給は物品またはサービスの提供に分類され、当該供給の内容により適用される税率が異なっている。

合併、会社分割（ファストトラックやクロスボーダーを含む）は、Supplyの範囲に含まれる。しかし、中央政府は、継続企業の全体または独立した一部の譲渡はゼロ料率（Nil Rate）での課税と分類している³。合併、会社分割は継続企業の譲渡であるため、ゼロ料率での課税となる。

その他の影響

GST 登録：GST登録者が行っていた事業が継続企業として移転された場合、その移転の日から合併法人/分割承継法人はGSTに登録することが義務付けられる。

仕入税額控除（Input Tax Credit）：GST債務の移転を含む合併/会社分割の場合、被合併法人/分割法人は未使用の仕入税額控除を合併法人/分割承継法人に移転することができる。

区別された者（distinct persons）：合併/会社分割における両法人は、合併/会社分割の適用日から同一法人とみなされるべきである。しかし、審判所の命令（order）の日までは、両法人は区別された者（distinct persons）として扱われる。

² Section 7 of the Central Goods and Services Act, 2017

³ Notification No. 12/2017 dated 28 June 2017

印紙税

インドの印紙税法では、譲渡証書 (conveyance) に対して印紙税の納付が義務付けられている。譲渡証書 (conveyance) という用語には、売買に関する証書や財産 (動産、不動産を問わず) の譲渡に関する証書などが含まれる。

審判所の認可を受けた合併/会社分割の場合、適用される州法に従って、合併法人/分割承継法人が印紙税を支払わなければならない。このような証書に対する印紙税は、法人の登録事務所や財産が所在する州に基づいて決定される。

D. 外国為替管理規則

インドの外国為替管理規則の観点から、合併法人/分割承継法人の株主が非居住者である場合、合併/会社分割における合併法人/分割承継法人による株式の発行は、銀行を通じてインド準備銀行 (Reserve Bank of India : RBI) に報告する必要がある。

4. 事業譲渡 (Slump Sale) / 資産譲渡 (Itemised Sale) (NCLT 承認を要しないプロセス)

A. インド会社法における組織再編の手続き

会社法の規定は、法人の事業 (全部または一部) を売却、賃貸、処分するためには、取締役会での承認に加え、株主総会の決議を要件としている。公開会社の場合、事業の処分は株主総会の特別決議 (総株主の議決権の 4 分の 3 以上) を必要とする。また、両当事者の基本定款の目的条項 (objects clause) にて、このような事業の売却および取得が承認されている必要がある。

事業譲渡は、契約書に基づいて行われ、以下の点を契約書に記載する必要がある。

- 契約当事者の氏名と住所
- 一括対価と契約のクロージング日
- 事業に関して移転される資産と引き受ける負債の詳細
- 譲渡する事業の引渡しと条件
- 承継者の権利
- 従業員のリスト
- 係争中の事件、訴訟 (ある場合)

提案された事業譲渡が規制当局の規制を受ける場合、当該規制当局の事前同意が必要である。

B. 直接税の影響

1961 年所得税法第 2 条 (42C) において「Slump Sale (事業譲渡)」という用語は次のように定義されている。

1 以上の事業を、個々の資産や負債に価額を割り当てることなく、一括対価で譲渡することをいう。

キャピタルゲインの影響

1961 年所得税法第 50B 条は、事業譲渡から生じる所得は「キャピタルゲイン」として所得税が課されることを規定している。その所得の分類は、事業の保有期間によって決定される。

短期資本資産	譲渡日以前の保有期間が 36 カ月以内の資本資産 (別途規定されている資本資産を除く)
	譲渡日以前の保有期間が 24 カ月以内の非上場株式または不動産 (土地、建物)
	譲渡日以前の保有期間が 12 カ月以内の上場株式、ビジネストラスト、ゼロクーポン債等
長期資本資産	短期資本資産以外の資本資産

同法同条によると、譲渡日における資本資産の公正価値 (対価の全額) と事業の純資産 (Net worth) との差額が事業譲渡から生じる所得となる。

資本資産の公正価値 (Fair Market Value : FMV) は、1962 年所得税細則 11UAE 条に基づき計算され、次のうちいずれか高い方である。

- 譲渡された資本資産の公正価値から負債の帳簿価格を差し引いた金額、または
- 取引に係る対価の公正価値 (受領した、または発生した)

純資産 (Net worth) は、事業の全資産 (再評価を行わない) の帳簿価額から当該事業の全負債の帳簿価額を差し引いたものとして計算される。本計算のために法人が使用した純資産を証明する勅許会計士からの報告書を、所得税申告書と一緒に提出する必要がある。

減価償却に関する控除

1961年所得税法第2条(11)に基づく無形資産の「Block of Assets」は、のれん(Goodwill)を除外している。これは事業譲渡の場合も同様に適用される。当該規定は2021年財政法により導入され、2021年4月1日から適用されている。従って、譲受法人において、事業譲渡に伴い発生したのれんの減価償却費は税務上の損金として認められない。

C. 間接税の影響

適用対象

上述したように、継続企業の全体または独立した一部の譲渡はゼロ料率(Nil Rate)での課税と分類している⁴。事業譲渡は継続企業の譲渡であるため、ゼロ料率での課税対象となる。

一方、資産譲渡(Itemised Sale)については、譲渡される事業用資産が特定され、それらの資産価値を個別に評価するため、間接税の課税対象となる。さらに、事業用資産の譲渡は、たとえ無対価で行われた場合においても、GST法上のSupply(供給)とみなされる。

その他の影響

GST登録：GST登録者が行っていた事業が継続企業として譲渡された場合、その譲渡の日から譲受人はGSTに登録することが義務付けられる。

仕入税額控除(Input Tax Credit)：GST債務の移転を含む事業譲渡の場合、譲渡人は未使用の仕入税額控除を譲受人に譲渡することができる。

印紙税

インドの印紙税法では、譲渡証書(conveyance deed)に対して印紙税の納付が義務付けられている。譲渡証書(conveyance deed)という用語には、売買に関する証書や財産(動産、不動産を問わず)の譲渡に関する証書等が含まれる。

不動産の場合、譲渡証書に対する印紙税は、不動産が所在する州に基づいて決定される。

⁴ Notification No. 12/2017 dated 28 June 2017

事業譲渡に対する印紙税の適用の場合、事業譲渡契約書は「売買契約 (agreement to sale)」であり、譲渡証書 (conveyance deed) の範囲に含まれるため印紙税が課されると解釈される。

D. 外国為替管理規制

一般的に、外国為替管理規制上、事業譲渡は 2 者の居住者間で行われるため、インドの外国為替管理規制は適用されない。

居住者から非居住者への資産譲渡 (Itemised Sale) (不動産譲渡の場合) に関しては、Chapter IX of the Foreign Exchange Management (Non-debt Instruments) Rules, 2019 に従う必要がある。

5. 株式取得/譲渡 (Share Purchase/ Transfer)

A. インド会社法における組織再編の手続き

会社法上、インド法人の株式の譲渡について特段の制限はない。ただし、株式の譲渡に関して制限、条件、手続を定款で定めることができる。

株式取得に関しては、いかなる法人も直接的または間接的に、引き受け、購入またはその他の方法で、払込資本金、自由準備金 (free reserves) および securities premium account の 60%、または自由準備金 (free reserves) および securities premium account の 100%、いずれか高い方を超えて他の法人の株式を取得してはならない。ただし、特別決議により株主の承認を得た場合に限り、定められた限度額を超えて出資することができる。

株式の譲渡は、物理的な方法と預託機関を通じての方法のいずれも可能である。物理的に株券を発行する場合、Form SH 4 を 60 日以内に提出しなければならない。預託方式の場合は、それぞれの預託機関が定めた手続に従うものとする。公開会社の株式を譲渡する場合は、預託方式で行う必要がある。

B. 直接税の影響

居住者の財務年度における総所得には、以下のすべての所得が含まれる。

- a) インド国内で受領した、または受領したとみなされる所得

- b) インド国内で発生した、または発生したとみなされる所得
- c) インド国外で発生した所得

ただし、非居住者の場合は、a)と b)に関連する所得が、その年のインドにおける総所得となる。

インド税制では、インド国外に登記された法人の株式が、直接的または間接的にインド国内にある資産から実質的な価値を得ている場合、その株式はインド国内に所在するとみなされる。

外国法人は、譲渡日におけるインドに所在する資産の価値が以下の場合には、インドにある資産から実質的にその価値を得ているとみなされる。

- i. 1962年所得税細則 11UB 条に基く公正価値 (Fair market value : FMV) が 1 億ルピーを超える場合、かつ
- ii. 1962年所得税細則 11UB 条に基くインドにある資産の公正価値 (負債を控除しない) が外国法人の保有する全資産の価値の 50%以上である場合

直接および間接株式譲渡に対するキャピタルゲインの影響

1961年所得税法第 45 条では、前年度 (previous year) に行われた資本資産の譲渡から生じた所得は「キャピタルゲイン」として所得税が課されることを規定している。

資本資産の定義に株式も含まれており、株式の譲渡は直接または間接問わずキャピタルゲインとして課税される。その所得の分類は、資本資産の保有期間によって決定される。

同法 50CA 条によると、非上場会社の株式を公正価値 (FMV) より低い対価で譲渡した場合、キャピタルゲインの計算に使用される価値は譲渡価額となる。公正価値 (FMV) とは、1962年所得税細則 11UA 条に基づき計算された価値を意味する。

同法第 56 条(2)(x)によると、前年度 (previous year) に FMV よりも 5 万ルピー超低い対価で株式を受け取った場合、FMV がその対価を上回った分は「その他の所得 (Income from other sources)」として所得税が課される。

同法第 112 条(1)(C)によると、非居住者による非上場株式の譲渡における長期キャピタルゲインに対しては軽減実効税率 10% (サーチャージと cess を別途加算) で課税される。

日印租税条約における検討事項

日印租税条約第 13 条 (譲渡収益) では、インド法人の株式の譲渡に関して以下のよう

キャピタルゲインの内容	譲渡者	課税
インド（他方の締結国）の居住者である法人の株式の譲渡	日本（一方の締結国）の居住者による譲渡	インド（他方の締結国）において課税

源泉税

非居住者に対して譲渡対価を支払う場合には、その支払者は 1961 年所得税法に基づき源泉徴収義務を負う。源泉徴収は対価支払時または帳簿計上時のいずれか早い時点で行う必要がある。

インド法人の株主変更に伴う事業損失の繰り越し

1961 年所得税法によると、非上場企業等（closely held company）の 51%以上の議決権を保有する株主が、損失が発生した課税年度の最終日と損失を繰り越して相殺する課税年度の最終日において共通でなければならないと規定している。そのため 49%を超える株主変動があった場合、当該インド法人は税務上の事業損失があった場合においても、損失を繰り越すことはできない。

C. 間接税の影響

2017 年 CGST 法は、Supply⁵（供給）とは事業において対価を伴う販売、譲渡、物々交換、ライセンス、レンタル、リース、処分等の物品またはサービス、あるいはその両方の提供と規定している。また、同法に基づく「物品」とは、金銭や有価証券以外のあらゆる種類の動産を指し、「サービス」は物品、金銭、有価証券以外のことを意味する。従って、法人の株式の譲渡、購入は、上記の定義のいずれにも該当せず、GST の対象とはならない。

印紙税

直接株式譲渡の場合は、取引額に対して 0.105%の印紙税が課される。一方で、間接株式譲渡の場合は、課税の対象とならない。

⁵ Section 7 of the Central Goods and Services Act, 2017

D. 外国為替管理規制

非居住者によるインド法人株式の取得、または非居住者へのインド法人株式の譲渡がある場合、当該非居住者は、参入ルート（entry routes）、業種別出資上限規制（sectoral caps）、価格ガイドラインおよびその他の条件を遵守する必要がある。

参入ルート（entry routes）

「自動承認ルート」とは、非居住者による投資が、インド準備銀行（RBI）または中央政府の事前承認を必要としない場合を指す。

「政府承認ルート」とは、非居住者による投資が、中央政府の事前承認を必要とし、規定された条件に従わなければならない場合を指す。

業種別出資上限規制（sectoral caps）

2019年（NDI規則）外国為替管理規則（FEMA（Non-debt Instruments）Rules, 2019）は、各業種別に対する外国投資の出資上限を規定しており、それらの業種においては外国投資の合計が法定上限を超えてはならない。また、規定されていない業種の場合は、適用される法律、規制、その他の条件等に従って自動承認ルートで100%までの外国投資が許可されている。

価格設定のガイドライン

インド居住者から非居住者への株式譲渡の場合、株式の価格は、勅許会計士、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されているマーチャント・バンカー、原価会計士（Cost Accountant）が正式に証明した株式の評価額以上でなければならない。なお、株式の評価方法は、独立企業間価格を算定するための国際的に認められた方法と定められている。一方、非居住者からインド居住者への株式譲渡の場合、株式の価格は、勅許会計士、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されているマーチャント・バンカー、原価会計士（Cost Accountant）が正式に証明した株式の評価額を超えてはならない。

インドの上場会社の場合は、インド証券取引委員会（SEBI）が定めたガイドラインに従って算出された価格が基準となる。

Form FC-TRS の提出

外国為替管理規制に基づきインド非居住者とインド居住者との間で行われる株式の譲渡は Form FC-TRS で報告する必要がある。

- この Form は、対価の支払いまたは株式の譲渡のいずれか早い日から 60 日以内に提出する必要がある。また、譲渡される株式の価格は、勅許会計士が決定した価格を超えてはいけない。
- 従って、株式譲渡について、必要な書類と共に、取得のための送金を行った取引承認銀行（Authorised Dealer-Bank: AD-Bank）に所定の方法で報告する必要がある。

ダウンストリーム投資

ダウンストリーム投資（Downstream Investment）とは、外国法人が投資しているインドの法人が別のインド法人に対して行う投資を意味する。

インド法人が間接的な外国投資（ダウンストリーム投資）を受ける場合、参入ルート（entry routes）、業種別出資上限規制（sectoral caps）、価格設定のガイドラインを遵守する必要がある。当該投資は、必要な場合は、取締役会の承認と株主の同意が求められる。

インド法人が他のインド法人へダウンストリーム投資（Downstream Investment）を行う場合、Secretariat for Industrial Assistance, DIPP へ通知し、出資日から 30 日以内に Form DI を提出する必要がある。

6. 関連する法規制

インドにおける組織再編は、複数の法律や規制が絡み合うため、事前に詳細な分析が必要である。下記に限定されるわけではないが、一般的に、以下の法律を検討する必要がある。

- 2013 年会社法（Companies Act 2013）および規則（Rules）、規制（regulations）
- 1961 年所得税法（Income-tax Act, 1961）および規則（Rules）と関連する租税条約
- 2017 年 CGST 法（Central Goods and Services Tax Act, 1961）と印紙税法（Stamp Duty Laws）
- 1999 年外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999）および規則（Rules）、規制（regulations）、対外・対内投資規制（Foreign Outbound and Inbound Investment Regulations）を含む

- 1992 年インド証券取引委員会法 (Securities and Exchange Board of India Act, 1992) および規則 (Rules)、規制 (regulations)
- 2002 年競争法 (Competition Act, 2002) および規則 (Rules)